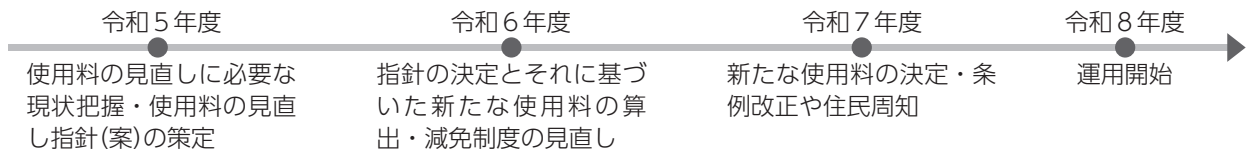


使用料の見直しなどの行財政改革に取り組んでいます

問 企画調整課 行政改革・デジタル推進室 ☎22-1152

町の財政は、人口減少が深刻化し、公共施設の老朽化対策や物価高騰などの影響も相まって、非常に厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、令和5年3月に策定した「垂井町行財政改革大綱(第6次)」(令和5年度～令和7年度)に基づき、持続可能な行財政運営を実現するため、行財政改革に着実に取り組んでいくことが重要となります。使用料の見直しは、当該大綱の実施計画に掲げる15の取組項目の1つとなっています。

使用料の見直しに係る「垂井町行財政改革大綱(第6次)実施計画」



見直し指針(案)の基本的な考え方

次の3つを主な目的として検討を進めています。

- 目的1 受益者負担の適正化と財源確保
- 目的2 使用者の利便性向上
- 目的3 減免制度の見直しと政策や時勢の反映

今後の予定

- ・見直し指針(案)と新たな使用料(案)についてパブリック・コメントを実施
- ・対象者への説明会を実施 など

都市計画マップ・道路マップ・防災マップを調べるできるようになりました！

垂井町公開型GIS「垂井町地理情報システム」は、垂井町が所有する地図情報をインターネット上に公開するシステムです。パソコン、スマートフォンなどのインターネット環境から、どなたでも24時間ご利用いただけます。

▶公開しているマップ／

- ①都市計画マップ(用途地域など)
- ②道路マップ(道路台帳図)
- ③防災マップ(土砂災害・洪水ハザードマップなど)

※各マップで都市計画基本図(白図)や航空写真マップも表示できます。

▶利用方法／町ホームページの「オンラインサービス」から「住民公開型 Web GIS」を選択し、「垂井町地理情報システム」へリンクしてください。



オンライン
サービス

問 システムに関すること 企画調整課 行政改革・デジタル推進室 ☎22-1152

- ①に関すること 都市計画課 都市計画政策係 ☎22-7521
- ②に関すること 建設課 管理係 ☎22-7511
- ③に関すること 建設課 工務係 ☎22-7512

障害のある人、80歳以上の人の外出を応援！ タクシー利用券の助成額を560円へ拡大



問 健康福祉課 障がい福祉係 ☎22-7520
高齢福祉係 ☎22-7504

歩行が困難な障がいのある人、知的障がいの人、または80歳以上の人が、通院、買い物など、日常生活の移動手段としてタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。令和7年度より乗車券1枚当たり500円を560円に上げます。

	障害者タクシー利用乗車券	高齢者タクシー利用乗車券
対 象	次のいずれかに該当する人 ・下肢障害の程度が1級または2級の人 ・体幹の機能障害の程度が1級または2級の人 ・視覚障害の程度が1級または2級の人 ・療育手帳の障害の程度がA、A1またはA2の人	次のすべてに該当する人 ・垂井町に住所を有し、在宅で生活している人 ・申請日の年度末日において、満80歳以上の人 ・障害者タクシー利用乗車券の交付を受けていない人 ・町県民税や介護保険料などの滞納がない人 ※施設に入所、医療機関に入院している人は対象外
内 容	1回の乗車につき1枚560円分 24枚(年)	
申請方法	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちのうえ、障がい福祉係で申請してください。	利用者本人の確認ができるもの(マイナンバーカード、後期高齢者医療保険者証など)をお持ちのうえ、高齢福祉係で申請してください。
	【代理申請の場合】・申請者の本人確認ができるもの ・申請書の委任欄に、利用者本人の署名が必要です	

▶利用可能なタクシー会社／

岐阜近鉄タクシー	☎22-2165	大垣介護タクシー	☎090-3380-8092
スイトタクシー	☎78-3155	介護タクシーさくら	☎090-8550-5511
大垣タクシー	☎78-5178	FR介護タクシー	☎47-8569
中部交通株式会社	☎81-6303		

要介護者の紙おむつなどの購入費を助成します

問 健康福祉課 高齢福祉係 ☎22-7504

▶対 象／次のすべてに該当する人

- ・町内に居住し、在宅で生活していること(入院・入所期間中の購入は対象外)
- ・垂井町の介護保険被保険者で要介護3・4・5いずれかの認定を受けていること
- ・対象者の町民税が非課税であること
- ・介護保険料を滞納していないこと
- ・他の紙おむつ購入に係る助成や生活保護を受けていないこと

▶対象品目／次の品目で令和7年4月から令和8年3月までに購入したもの

- ・紙おむつ(テープ式・パンツ式)
- ・尿取りパッド
- ・おしりふき

▶助成額／対象者1人あたり年間36,000円まで

▶申請に必要なもの／

- ・購入時のレシートなどの原本
※領収書も可。ただし「商品名」「購入日」「数量」「金額」「購入店名」のわかるもの(領収書の場合、あて名が対象者名のもの)
- ・振込先口座のわかるもの(対象者名義)
- ・対象者の介護保険被保険者証または認定決定通知書
- ・申請者の本人確認ができるもの

▶申請期限／令和8年3月31日(火)

※年度内であれば申請回数・申請月は問いません。

守ろう ごみ出しのルール

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510

収集日ではないごみが出されたり、収集できないものが出されていることが多く見受けられます。ごみを出すときは次のことを必ず守りましょう。

●収集日を必ず確認しましょう



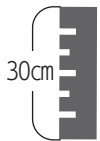
収集を行わない日などは事前に広報たるいでお知らせします。また、町公式LINEでもお知らせしていますのでぜひ登録してください。

●朝の8時までに出しましょう



交通状況や天候などで収集ルートに変更が生じる場合があります。毎回同じ時間に収集するとは限らないため、必ず朝8時までに出示してください。

●不燃物は約30センチ以内の物に限ります



30センチを超える物は粗大ごみになります。ごみステーションには出せません。

●可燃物や不燃物に電池類は入れないでください



発火の原因になります。絶対に入れないでください。有害ごみとして出するかエコドームで回収しています。

●分別してから出しましょう



可燃物や不燃物、資源物が混在しているごみは収集できません。

●一時多量ごみは収集できません



引っ越しや片付けなどで多量のごみが出たときは、ごみステーションには、出さずに、処理施設へ直接搬入してください。

ご注意ください

ごみ収集のお知らせ

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510

4月29日(火・祝)

5月5日(月・祝)

5月6日(火・休)

すべてのごみ収集を行いません。
※いずれも振替収集は行いません。



ごみ収集施設整備事業補助金

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510

既存のごみ収集場所への施設の設置・修繕に対して補助します。工事前の申請が必要です。

▶補助金額／

統合設置	工事費の1/2(100円未満切り捨て) 上限8万円
設置	工事費の1/2(100円未満切り捨て) 上限5万円
修繕	工事費の1/2(100円未満切り捨て) 上限3万円 ※工事費が5,000円未満は対象外



浄化槽およびし尿の担当課が変わります

問 上下水道課 下水道係 ☎22-7518

4月1日より、浄化槽およびし尿の担当課がこれまでの住民課環境衛生係から上下水道課下水道係に変更になります。今後、汚水処理に関するお問い合わせは上下水道課までお願いします。

浄化槽設置補助金

快適で衛生的な生活環境の整備と河川の水質保全のため、合併処理浄化槽の設置に対し補助制度があります。詳細は町ホームページをご確認ください。

▶**対象区域**／「公共下水道事業計画区域」および「農業集落排水処理区域」以外の区域

▶**対象浄化槽**／50人槽以下の合併処理浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けたもの

▶**対象施設**／住宅（戸建・共同）、併用住宅、店舗、事業所、作業場など ※建売住宅は対象外です



人槽区分	補助限度額
5人槽	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～10人槽	548,000円
11人槽～20人槽	939,000円
21人槽～30人槽	1,472,000円
31人槽～50人槽	2,037,000円



夏休み期間の利用者募集 令和7年度 夏休み期間の留守家庭児童教室入室のご案内

問 子育て推進課 子育て支援係 ☎22-7507

留守家庭児童教室は、就労などにより保護者が家庭にいない小学1年生から6年生の児童のための生活の場です。夏休み期間の利用を希望される人は、申請期間内に提出してください。

教室名	ところ
垂井小学校留守家庭児童教室	垂井小学校校舎内
東小学校留守家庭児童教室	東小学校グラウンド南側
宮代小学校留守家庭児童教室	宮代小学校1階東側
表佐小学校留守家庭児童教室	表佐小学校1階東側
府中小学校留守家庭児童教室	府中小学校校舎内

※利用申込み状況により、学校区以外の教室に入室いただく場合があります。

▶**申請書配付**／子育て推進課・各留守家庭児童教室にお申し出ください。 ※土日祝日除く

▶**申請期間**／4月14日（月）～30日（水）
※土日祝日除く

▶**提出先**／子育て推進課

▶**開室時間**／午前8時30分～午後6時

（延長利用午前7時30分～8時30分、
午後6時～午後6時30分まで）

※土曜日は東小学校留守家庭児童教室での集中開室
（保護者の送迎必須）

※土曜日、午前7時30分～8時30分、
午後6時～6時30分の利用は要申請

▶**休室日**／日曜日・祝日

※警報等発令時などは、臨時休室する場合があります。

▶**保育料**／25,000円（夏休みのみ利用）

※同一世帯で2人以上が同時に留守家庭児童教室を利用する場合は、年少である2人目以降の保育料は上記金額の半額となります。



太陽光発電設備等 設置費補助金

住宅の敷地内に設置する太陽光発電設備などの設置に対して予算の範囲内で補助します。契約前の申請が必要です。詳細は町ホームページをご確認ください。

太陽光発電設備設置補助

7万円／kW 上限5kW

蓄電池設置補助

蓄電池の価格(工事費込み、税抜き)の3分の1の額 上限5kWh

※蓄電池は15.5万円／kWh以下で、太陽光発電設備と同時に設置する場合に限ります。

※この補助金を受けて設置する太陽光発電設備は、FIT、FIP制度など利用できません。

※国や県の別の補助金などを受けることはできません。



問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510



「緑の募金」 令和7年度募金をお願い

「緑の募金」運動は、森林の整備、公共施設の緑化、緑化少年団の育成などに役立てられています。4月1日～5月31日に募金活動を行いますので、ご協力をお願いします。

問 産業課 農林係 ☎22-7514



家庭用生ごみ処理機器 購入補助金

家庭用生ごみ処理機器の購入に対して補助します。詳細は町ホームページをご確認ください。

▶対象品目／コンポスト容器、電気式生ごみ処理機、生ごみ処理バケツ、ダンボールコンポスト など

▶補助金額／購入金額の1/2(100円未満切り捨て)上限3万円



問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510



資源分別回収事業奨励金

資源の分別回収事業を実施する団体に奨励金を交付します。

▶対象品目／紙類(新聞紙、チラシ、雑誌、牛乳パック、段ボールなど)、布類(古着、布ぎれなど)、金属類(アルミ缶など)

▶奨励金額／1キロあたり5円

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510



防犯カメラ設置事業 補助金

犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、自治会などが設置する防犯カメラの初期費用の一部を助成します。

▶対象／自治会など

▶補助金額／設置経費の1/2(上限20万円)

▶申請方法／設置場所や撮影範囲などの基準があります。詳細はお問い合わせください。

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152



浄化槽維持管理記録の 電子化登録をしましょう

記録表をメールまたはSMSで配信します。電子化することで、記録の保存・管理がしやすくなります。

▶申込み方法／

- ①二次元コードを読み込む
- ②過去の記録表に記載の「らくらく番号」と「浄化槽管理者(設置者)名」を入力

記録表見本

合併 単独	処理浄化槽	清掃 保守点検	記録表
浄化槽施設番号	令和7年 1月 1日	所有者	
浄化槽管理者(設置者)氏名	浄化槽管理者(設置者)住所	浄化槽管理者(設置者)電話番号	
浄化槽管理者(設置者)氏名	浄化槽管理者(設置者)住所	浄化槽管理者(設置者)電話番号	
浄化槽管理者(設置者)氏名	浄化槽管理者(設置者)住所	浄化槽管理者(設置者)電話番号	

- ③メールアドレスなどを登録し、届いたメールなどの認証リンクにアクセス



問 各浄化槽維持管理業者



飼い主不明な猫 不妊手術費助成金

飼い主不明な猫の不妊手術に対して助成します。手術前の申請が必要です。年度内での交付を希望される場合は、1月末までに申請手続きをしてください。

▶助成金額／

雄(去勢手術)：1匹あたり3,000円

雌(避妊手術)：1匹あたり4,000円

問 住民課 環境衛生係 ☎22-7510



広 告

i 電柱や鉄塔にカラスの巣を発見したらご連絡ください

カラスの巣が原因で停電が発生する場合がありますので、発見した場合はチャットまたは電話にてご連絡ください。

- 針金などの金属類で作られた巣は停電の原因です。使用していない鉄製のハンガーの放置はやめましょう。
- 連絡の際は、地上から2m程度の位置にある中電マークの番号札(電柱番号)をお伝えください。
- 黄色のテープが巻いてある電柱は、状況を確認済みのため、連絡は不要です。

「停電情報お知らせサービス」はこちら



問 中部電力パワーグリッド(株)
☎0120-924-517

i はかり定期検査のお知らせ

計量法の規定により、取引・証明に使用する「はかり」の定期検査が行われます。該当者は必ず受検してください。

検査を受けないで「はかり」を「取引・証明」に使用することは、計量法違反行為となります。なお、検査は2年ごとに1回です。

- ▶と き／①4月11日(金)
午前10時～午後3時
②4月14日(月)
午前10時～正午

▶ところ／文化会館北側

▶持ち物／はかり(付属品含む)、手数料(岐阜県収入印紙)

問 産業課 商工観光係 ☎22-7515
岐阜県計量検定所 ☎058-254-8188

i 巡回バスをご利用ください

回数券・定期券をご利用ください

利便性の向上を図るため、回数券(11枚綴り)と定期券(1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月)を販売しています。

▶販売場所／バス車内および企画調整課窓口



運転免許証を自主返納された人に定期乗車券を交付します

免許を返納された人に対し、1回に限り定期乗車券(1年分)を交付します。利用を希望する人は、お問い合わせください。

▶注意事項／

- (1)運転免許証を返納した日(取消日)から3か月以内に申請してください。
- (2)運転免許の期限切れは対象になりません。

利用実績を報告します(R5.10～R6.9実績)

利用者数(対前年)	28,396人(△1,530人)
1日平均(対前年)	117.8人(△7.3人)
運行日数(対前年)	241日(▲2日)

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152

i 感震ブレーカーを補助対象に追加 自主防災組織による防災資機材購入費補助金

令和7年度より感震ブレーカーが、自主防災組織が行う防災資機材購入の補助対象となりました。感震ブレーカーとは、地震の強い揺れを感知して、自動的に電気を遮断することで停電復旧時の電気火災を防止する機器です。火災リスクを軽減し、安全な地域づくりのために、ぜひご活用ください。

▶対象／自主防災組織が行う防災資機材の購入経費

▶補助金額／購入金額の1/2

(上限10万円、1,000円未満切り捨て)

▶申請方法／企画調整課の窓口へ申請書類の提出

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152



▲消防庁より

広 告

男女共同参画 「理工チャレンジ(リコチャレ)」 してみませんか？

リコチャレとは、女子中高生などが理工系分野に興味・関心を持ち、将来の自分をしっかりイメージして進路選択することを応援するため、政府が行っている取組です。女性がさまざまな分野にチャレンジすることで、多様な視点や発想が加わり、活力ある生き生きとした社会の実現が期待されています。

リコチャレの公式ホームページでは、理工系分野が充実している大学や企業などの紹介や団体が実施するイベント情報の提供、理工系分野で活躍する女性からのメッセージ紹介などが掲載されています。先輩女性の中には質問を受け付けている人もいますのでぜひ活用してください。

問 企画調整課 企画係 ☎22-1152



▲「リコチャレ」
公式HP

知的障害者相談員 による相談

知的障がいの人やそのご家族の悩み・相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶と き／4月11日(金)
午前10時～正午

▶ところ／町福祉会館

問 健康福祉課 障がい福祉係
☎22-7520

国民健康保険加入者の 高額療養費支給申請手続 の簡素化について

今までの高額療養費の支給申請手続では、高額療養費に該当した世帯へ町から申請書を送付し、申請時に領収書を持参していただいております。令和7年4月から、高額療養費申請手続の簡素化の受付を始めます。簡素化の申請をした場合、医療機関から町に提供された情報を元に高額療養費の支給手続を行います。高額療養費に該当した世帯に送付する支給申請書に、簡素化申請書を同封しますので、高額療養費の支給申請とあわせて提出してください。なお、今までの申請方法を継続する場合も、簡素化を利用しないことの申請書を提出してください。

問 住民課 保険年金係 ☎22-7509

障がい(知的・精神)に 関する巡回相談

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業者による巡回相談を実施します。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶と き／4月24日(木)
午前9時30分～11時30分

▶ところ／役場1階 相談室1A

▶内 容／相談員による生活、福祉サービス、障がいの症状など各種相談

▶定 員／2件(1件あたり1時間)

▶申込方法／電話で申し込み

▶申込期限／4月17日(木)

申・問 健康福祉課 障がい福祉係
☎22-7520

新婚さんの新生活を 支援します

垂井町で新生活をスタートする夫婦に、住居取得費、住居賃借費用や引越費用の一部を補助します。

▶対 象／次のすべてに該当する人

- ・令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻した夫婦
- ・婚姻時の夫婦の年齢が共に39歳以下
- ・直近の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満
- ・その他町が定める要件を満たすこと

▶補助金額／29歳以下：最大60万円

30歳～39歳：最大30万円

問 企画調整課 地域振興係 ☎22-1152

国民健康保険加入者への 医療費通知の発送について

令和6年度までは、垂井町国民健康保険に加入し、医療機関を受診した世帯に年6回(4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月)医療費通知を発送していましたが、令和7年度からは年2回(12月、翌年2月)の発送に変更します。12月には1月から10月診療分、翌年2月には11月・12月診療分の医療費通知を発送します。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として登録すると、マイナポータルで公的医療保険に係る医療費の情報を確認できます。

問 住民課 保険年金係 ☎22-7509

広 告



年金特別徴収のしくみ

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、町県民税を年金天引きで納付するしくみを「年金特別徴収」(以下、「年金特徴」)といいます。ご自身の年齢、収入、家族構成などの条件に照らし合わせてご確認ください。

項目	種別	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	町県民税
年金特徴の条件 (各種別ごとにすべての条件に該当していること)		1. 世帯主が国保加入者である 2. 世帯の国保加入者全員が65歳～74歳である 3. 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している(※1) 4. 世帯主の介護保険料が年金から引かれている 5. 介護保険料と国保税の合計額が年金額の2分の1を超えない	1. 年額18万円以上の年金を受給している(※1) 2. 介護保険料が年金から引かれている 3. 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない	1. 老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金の受給者である 2. 年額18万円以上の年金を受給している(※1)	1. 4月1日現在、老齢等年金を受給している 2. 年齢が65歳以上である 3. 年額18万円以上の年金を受給している(※1) 4. 介護保険料が年金から引かれている
		(※1)複数の年金を受給されている場合、いずれか1つの年金で判定されます。(年金の種類に優先順位が決められています)			
金額の決定時期		国保税額の決定が6月のため、4月・6月・8月分は前年度の税額を参考に仮徴収し、10月・12月・2月分で調整します	後期高齢者医療保険料額の決定が7月のため、4月・6月・8月分は前年度の保険料を参考に仮徴収し、10月・12月・2月分で調整します	介護保険料額の決定が6月のため、4月・6月・8月分は前年度の保険料を参考に仮徴収し、10月・12月・2月分で調整します	町県民税額の決定が6月のため、4月・6月・8月分は前年度の税額を参考に仮徴収し、10月・12月・2月分で調整します
普通徴収に切り替わる場合 (各種別ごとにいずれかの条件に該当するとき)		1. 年金特徴の条件を満たさなくなった場合 2. 世帯主が75歳になる年度 3. 口座振替による普通徴収に切り替えた場合 4. 年金の支給停止などにより継続できない場合 5. 資格異動、所得更正などにより国保税が減額された場合	1. 年金特徴の条件を満たさなくなった場合 2. 口座振替による普通徴収に切り替えた場合 3. 年金の支給停止などにより継続できない場合	1. 年金特徴の条件を満たさなくなった場合 2. 年金の支給停止などにより継続できない場合 3. 受給する年金の種類が変更された場合	1. 年金特徴の条件を満たさなくなった場合 2. 年金の支給停止などにより継続できない場合 3. 亡くなられた場合
注意事項		年度途中で税額に変更が生じた場合の増額分については、年金特徴とは別に普通徴収により納めていただきます	年度途中で保険料額に変更が生じた場合の増額分については、年金特徴とは別に普通徴収により納めていただきます	1. 仮徴収額と10月以降の保険料との差が大きくならないように6月・8月の保険料額を調整する場合があります 2. 年度途中で保険料額に変更が生じた場合の増額分については、年金特徴とは別に普通徴収により納めていただきます 3. 年金特徴開始時期は年金受給開始時期により変わる場合があります	主に年金所得にかかる住民税額が年金特徴の対象になります(給与所得や事業所得などその他の所得部分の住民税額は、給与天引き、納付書または口座振替での納付になります)
		年金特徴となった人(世帯)でも次の年に無条件で継続するわけではありません。金額、世帯員の構成、年齢等により普通徴収に切り替わる場合があります			
問合せ		税務課 住民税係 ☎22-7500 住民課 保険年金係 ☎22-7509		税務課 住民税係 ☎22-7500 健康福祉課 高齢福祉係 ☎22-7504	税務課 住民税係 ☎22-7500

広 告

令和7年度一般公募による救命講習を開催

▶とき・ところ／

と き	ところ	講習種別
5月18日(日)	9:00～12:00	消防本部
6月22日(日)	9:00～12:00	西消防署
8月24日(日)	9:30～11:30	消防本部
9月14日(日)	9:30～11:30	西消防署
1月18日(日)	9:00～12:00	消防本部
2月15日(日)	9:00～12:00	西消防署

▶定員／各回20人

※会場が消防本部の場合は東消防署、西消防署の場合は西消防署がそれぞれ担当します。詳細は不破消防組合ホームページまたは担当の消防署へご確認ください。

問 東消防署 ☎23-0119 西消防署 ☎43-0119

自衛官等を募集

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日	合格発表
自衛官候補生 (中途採用含)		通年	受付時にお知らせします	
一般曹候補生 (中途採用含)	18歳以上 33歳未満の人	3月1日(土)～ 5月7日(水)	【1次試験】 5月17日(土)～25日(日)のうち1日 【2次試験】 6月14日(土)～29日(日)のうち1日	【1次試験】 6月5日(木) 【最終合格発表】 7月31日(木)

※1 年齢は、採用予定月の末日現在です。

※2 令和8年3月高等学校卒業予定者の採用試験は、令和7年9月に行います。

※3 やむを得ない事情により期日が変更となる場合があります。

問 自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所
(大垣市林町5-18光和ビル2階) ☎73-1150



自衛隊岐阜
地方協力本部

ひとり親の就業支援 講習会受講者募集

▶募集講座／介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護福祉士国家試験対策講座、ケアマネジャー受験対策講座、医療事務・調剤講座、登録販売者試験対策講座、日商簿記2級・3級講座、MOS資格取得講座、パソコン講座、准看・看護学校等受験対策個別支援(一部通信・オンライン講座あり)

▶ところ／講座により異なります。

▶応募資格／県内に居住するひとり親

▶受講料／無料(テキスト代、検定料などは自己負担)

▶申込期間／4月3日(木)～21日(月)

▶申込先／西濃県事務所 福祉課
(西濃総合庁舎内)

詳細は、岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター(☎058-268-2569)にお問い合わせください。



ひとり親センター

町営住宅入居者を募集

▶募集住宅／野庵町営住宅

▶入居資格／

○同居する親族があること
(単身の場合、条件あり)

○収入が基準以下であること

○住宅に困窮していること

○町内に住所または勤務先があること

○町税を滞納していないこと

○入居者または同居者が暴力団員でないこと

▶募集期間／

5月1日(木)～15日(木)

▶入居予定日／7月1日(火)

問 建設課 管理係 ☎22-7511

交通遺児・犯罪被害 遺児に激励金を支給

県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、交通遺児や犯罪被害遺児へ激励金を支給しています。

▶対象／県内に居住し、次のすべてに該当する人(5月5日現在)

- ・交通事故または犯罪被害により、それまで生計をともにしていた父または母(すでに父母がいなかった場合はそれに代わる人)を亡くした人
- ・義務教育終了までの人または、20歳未満で高等学校(相当のものを含む)修了までの人

※交通遺児・犯罪遺児となった後、養子縁組をした人や、父または母が再婚し生計をともにすることとなった人は除きます。

▶金額／

種別	金額／人
乳幼児および小学生	20,000円
中学生	25,000円
高校生など	30,000円

※申請時から高校など就学中まで(20歳未満)支給されます。

▶申込期限／5月12日(月)

申・問 企画調整課 生活安全係
☎22-1152

小麦の共同防除

小麦の病害虫駆除のため、ラジコンヘリコプターによる農薬散布を行います。散布箇所や散布日については、JAにしみの不破営農経済センターへお尋ねください。

▶とき(予定)／

1回目	2回目
4月3日(木) ～10日(木)ごろ	4月14日(月) ～18日(金)ごろ

※天候や生育状況により日程が変更となる場合があります。

▶散布予定地区／平尾・府中・岩手・宮代・表佐地区

問 産業課 農林係 ☎22-7514
JAにしみの不破営農経済センター
☎22-1147